

第4章 計画の基本的な考え方と基本目標

1 計画の基本理念

本計画は、男女共同参画社会基本法にうたわれている「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成」を基本理念とします。

この理念に基づき、市民の理解と協働による取組のもと、一人ひとりの人権が尊重され、男女が共に自立し、対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、個人の能力を活かして活躍することのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念に基づき、施策を展開するため次の基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の啓発

男女が個人として尊重され、自らの意思によってあらゆる活動に参画することができる社会を実現することが求められています。そのためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての認識を持ち、理解を深めることにより、お互いを尊重し合うとともに参画するための意識や能力を高め合うことが必要です。このことが、全ての市民が暮らしやすい社会の形成につながります。

男女共同参画に関する理解を深めるため、性別に関係なく、また幅広い年齢層を対象とした、親しみやすくわかりやすい意識啓発を推進します。

また、男女が共に各人の生き方、能力、適性を考えて主体的に社会のあらゆる分野に参画していくための教育・学習機会の充実を図ります。

さらに、●グローバル化により、定住外国人の増加や企業の国際進出が進む中、性別や国籍にかかわらず、お互いを認め合う意識の醸成を図るとともに、国際的な男女共同参画の動向について、市民への情報提供を行います。

- グローバル化：国家などの境界を越えて広がり、一体化していくこと。特に、経済活動や物の考え方などが世界規模に拡大する事態。

基本目標Ⅱ 社会における女性の活躍の推進 (第2次下関市女性活躍推進計画)

男女が共に暮らしやすい社会を実現するためには、女性が、あらゆる分野で自らの能力を発揮し、活躍するための基盤を整備することが重要となっています。

政治、職場、地域などのあらゆる分野における意思決定過程へ男女が対等に参画することにより、多様な視点や市民の様々な立場を考慮した施策や方針を立案・実行し、男女が共に参画して活躍するための基盤づくりを進めます。

さらに、下関市が推進する●「住民自治によるまちづくり」や、東日本大震災等の教訓を踏まえた地域の防災活動においても女性が活躍できるよう支援を行います。雇用の分野においては、男女の均等な機会や待遇が確保されることや、男女間の格差をなくすためのポジティブ・アクションの推進等、雇用環境の整備を進めます。

また、男女が仕事と家庭生活、地域生活、その他の活動をバランスよく選択し、豊かな生活を送ることができるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」についての意義や働き方の見直しについての啓発を図るとともに、両立支援のための子育て支援や介護サービス等の充実を図ります。

なお、基本計画Ⅱには、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づいた「第2次下関市女性活躍推進計画」を包含し、働くことを希望する女性が、その個性と能力を十分に発揮し、活躍できるよう積極的に支援するための取組を推進します。

- 住民自治によるまちづくり：市民と地域と行政が互いの役割と立場を尊重した参加と協働によるまちづくり。現在、住民自治を重視し、住民や地域コミュニティ、NPO、その他が協働し、多様な主体によって課題を発見、解決していく仕組みや、行政と住民の相互連携による地域力を創造する仕組みづくりに取り組んでいる。平成27(2015)年に「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」施行。

基本目標Ⅲ 家庭や暮らしにおける男女共同参画の推進

活力ある地域社会を創るためには、男女が家庭や地域活動などにおいて、対等な立場で参画し、個性や能力を活かして活躍するとともに、安心して生活することができる環境を整備することが求められています。

家庭や地域において、男女が共に責任を分かち合いながら、家事や育児、介護、地域活動に参画するとともに、子どもたちが家庭において男女平等の意識や家族を大切に思う気持ちを育み、幸せに成長できるよう、男女共同参画に関する啓発や学習機会の充実を図ります。

また、男女の心身の健康への支援とともに、多様なライフスタイルに対応した自立支援など、男女が共に地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

基本目標Ⅳ 男女間の暴力を許さない社会の実現 (第3次下関市DV対策基本計画)

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、市民一人ひとりの人権の擁護と男女平等の実現を阻害するものです。

男女間の暴力を根絶するため、暴力を容認しない意識の醸成を図るとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害者の潜在化を防止するとともに被害者への支援を行います。

なお、基本目標Ⅳには、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づいた「第3次下関市DV対策基本計画」を包含し、配偶者等からの暴力の予防と被害からの回復のための取組の推進など、暴力を根絶するための施策を総合的かつ一体的に推進します。

3 計画の体系

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の啓発	
重点項目1	男女共同参画についての理解を深める啓発の推進
	(1) 男女共同参画を推進するための広報・啓発の充実
	(2) 男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実
重点項目2	男女共同参画を推進する教育・学習の充実
	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
	(2) あらゆる分野で活躍するための教育・学習機会の充実
重点項目3	国際社会に対する理解を深める啓発の推進
	(1) 国際社会における取組の情報収集・提供の充実
	(2) 国際交流・協力の推進

基本目標Ⅱ 社会における女性の活躍の推進 (第2次下関市女性活躍推進計画)	
重点項目1	施策・方針決定過程における男女共同参画の推進
	(1) 市の施策・方針決定過程における男女共同参画の推進
	(2) 事業者や各種団体等の方針決定過程における女性の参画推進
重点項目2	女性のあらゆる分野における活躍支援
	(1) 女性のチャレンジ支援の充実
	(2) まちづくりにおける男女共同参画の推進
	(3) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
重点項目3	働く場における男女共同参画の推進
	(1) 職場における雇用や待遇に関する啓発の推進
	(2) 農林水産業等における男女共同参画の推進
重点項目4	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
	(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発の推進
	(2) 子育て支援・介護支援の充実
重点項目5	男性の意識と職場環境の改革
	(1) 経営者や管理職の意識改革の推進
	(2) 男性の意識改革の推進
重点項目6	女性活躍推進に取り組む企業への支援
	(1) 公共調達を通じた女性の活躍推進

基本目標Ⅲ 家庭や暮らしにおける男女共同参画の推進	
重点項目1	家庭、地域における男女共同参画の推進
	(1) 家庭生活における男女共同参画の推進
	(2) 地域活動における男女共同参画の推進
重点項目2	安心して生活するための支援の充実
	(1) 男女がお互いの心身を理解し尊重する取組の推進
	(2) 妊娠・出産等に関する健康支援の充実
	(3) 多様なライフスタイルに対応した男女の自立支援の推進

基本目標Ⅳ 男女間の暴力を許さない社会の実現 (第3次下関市DV対策基本計画)	
重点項目1	男女間の暴力防止に関する意識啓発の推進
	(1) DV防止に向けた啓発の充実
	(2) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
	(3) その他の男女間における暴力防止対策の推進
重点項目2	相談体制の充実及び被害者の保護
	(1) 相談窓口の周知の強化
	(2) 相談体制の充実
	(3) 被害者の安全確保
	(4) 被害者等にかかる情報管理の徹底
重点項目3	被害者の自立支援
	(1) 被害者の自立に向けた各種情報の提供
	(2) 被害者の自立に向けた各種生活支援
重点項目4	DV対策推進体制の整備
	(1) 関係部署、関係機関等との連携強化
	(2) 民間支援団体との連携強化